

# イギリス民主社会主義論

## ——ウェッブ夫妻 (Sidney and Beatrice Webb) の社会主義思想——

山 田 寿 一

### 目 次

#### 序

- I 資本主義批判
- II 社会主義民主国の構造
- III 「国民最低限度」政策

### 序

イギリス社会主義思想は、労働党によって一步一步実現されつつあるが、その労働党をして、大陸のマルクス主義の公式的革命主義に溺れさせず、これに現実的、具体的な思想と戦術を教え、社会主義理論の発展に貢献した第一人者はウェッブ夫妻であるといっても過言ではあるまい。それは1948年の労働党大会におけるシドニー・ウェッブの追悼の辞によっても肯首できるであろう。“労働党はシドニー・ウェッブの偉大な業績を忘れないだろう。かれはその全生涯を通じて社会主義のため自己を忘れて献身した。かれは社会主義社会のみが、人による人の搾取を終わらせうるということを明確に一貫して見透していた。かれはこの見解を、かれの俊敏な知性と深い学識とをもってかれの時代に明白に説明したのみならず、かれ自身の建設的な活動により、その時代を幸福にした。かれは偉大な改革者の実践的能力と、偉大な歴史家の達識とを兼ねそなえた。……かれは60年間あらゆる男女に、多くの問題をかれの眼を通して見ることを教えた” (Report of the 47th Annual Conference of the Labour Party, 1948. p. 35) と。

## イギリス民主社会主義論

本稿は、イギリス社会主義思想史上に偉大なる足跡を有するウェップ夫妻の社会主義思想の、とりわけイギリス社会主義民主国構造 *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain, 1920* を論題の中心として、夫妻の見解を述べてみたいと思う。

拓殖大学、本学等にあるウェップ関係の原書を参考にしたが不十分の点は追って補筆改訂することとし、一まず論叢に載せてもらうことにした。

### I 資本主義批判

フェビアン協会の中心的地位を有するウェップ夫妻の民主社会主義(Democratic Socialism)思想を理解する有力な手引は、夫妻共著の“*The Decay of Capitalist Civilisation, 1923.*”に展開されている資本主義にたいする批判的見解を知ることによって肯首できる。

ウェップ夫妻は、18世紀後半乃至19世紀中葉にかけての資本主義は害悪よりも、むしろ数多くの善き成果を收めることができた<sup>(1)</sup>。すなわち資本主義は過去100年間の急激な人口増加に対比して、物質的文明のまことに驚くべき進歩を醸し出し<sup>(2)</sup>国民所得の増大をもたらしてその目的を達成することができた。けれども、それ以後における資本主義は、そのみずから築きあげた文明そのもので、つくり出された幾多の社会問題のために無残にも打ち敗られて失敗につぐ失敗を重ねてきたことは看過できない事実である<sup>(3)</sup>。と資本主義制度の弊害を指摘し非難する。

すなわち世界の労働および社会主义運動は社会の資本主義制度にたいする一種の反抗である。こんにちの最高文明人は、その知識、性格、知能において、産業的寡頭政治に代わる産業的民本政治をもってしようとし、また金銭上の利己的動機に代わるに公共的奉仕の動機をもってしようとする機会に熟していることを信じて疑わないと同時に、さらに世界の大部分においては賃金取得者にたいする生産機関所有者の独裁権よりも、むしろそれ以上にその動機において、いっそう不純であるばかりか、その結果においても有害な独裁者が多々あったことを確信す

### イギリス民主社会主义論

るものである。すなわち幾多の奴隸にたいするその持主の圧迫，服従民族にたいする征服者の圧制，人民にたいする専制君主または少数執政者の高圧手段などは，いずれも政治的権力を個人もしくは限定された貴族，もしくは他の少数の民族，階級，宗教に独占せしめることによるものであるが，これと同時にこれらの圧制の諸様式と相平行し，相離れつつ，時としては弱くまたは強く，女子にたいする男子，子供にたいする親の家庭的暴虐もおこなわれている。ひとりの人間にたいする他の人間のこのような別個な特有の圧制様式のひとつひとつが，経済的，政治的，もしくは社会的のそれぞれの法律，慣習に体現されて，それが諸民族のなかに，いまや必然と反抗，改革の機運を促している。いやしくも社会主義者にして社会主義の根底をなすデモクラシーの精神に忠実なるかぎり，かれらは当然これらといっさいの運動に同情してこれを助成するであろう。そうしてかれらは社会発達の常態において奴隸売買の禁止や政治的民本主義の確立や女子の解放が，産業発達における民本主義を一般的に採用せしめるに先立たねばならないことを確信するものであって，これらの圧制のいずれかでも存在することは，やがて労働者にたいする資本家の圧制をも寛假することになり，けっきょくは資本主義特有の幾多罪悪にたいして目を閉じるようになるにちがいない。けれどもわれわれ社会主義者の目的は，何と言っても，こんにち最高文明国（政治的民主国）でおこなわれている多数貧民にたいする比較的少数の有産階級の，特殊な様式の暴虐に注意を集中することである<sup>(4)</sup>。といい，産業資本主義制度とそのうえに築かれている一般社会にたいする非難を要約してつぎのように説く。

すなわち，もともと国民一般が貧窮に陥いるには種々の原因があるだろうが，とくに民衆の多くが生産機関を所有することを阻まれると，たとえ全体の生産がいかに絶大であっても，多くの人びとはつねに困窮な生活に陥り，たえず飢餓に脅かされることは歴史が証明している。このような困窮とこれに付随する生活上の不安は，有産階級の安樂と贅沢とにより，またかれらのなかの一部の人間の破廉恥な怠惰によって，ますます呪わしく卑屈にしてしまう。しかし賃金取得者の貧窮とか，あるいは財産所有者の奢侈とかは，かならずしも資本主義の最悪な

### イギリス民主社会主義論

る事相ではなくて、かえって無産者と所有による生活 (lives by owning) 階級に属する人びとの間の、個人的自由における酷だしい不平等<sup>(5)</sup>がそのもっとも忌むべき方面である。二六時中他人の生産機関によって糊口するほかはない国民のうちの 3 分の 2 は、これらの機関を有する比較的限定された階級に属する人びとの命令のままに働くほかはなく、これらの命令に背いたからとて法律上罰せられることはないとしても、こうしては好んで餓死を待つことになる。賃金取得者が賃金奴隸 (wage slavery) として不平をいう理由は実にこの点にある。社会主義者は資本主義制度の基礎そのものを貨物の生産、分配ならびに勤労を組織する手段として、科学的にきわめて不健全なものであり、人類の心靈的進歩とも両立し難いものである<sup>(6)</sup>。資本主義は初期において国民の富を増加するためにかなりの成果を収めることができたが、しかしけっきょくは貨物の生産と勤労とを極度に増大することができず、そのためにみずから揚言せる目的を躊躇してしまったばかりか、ひとりひとりの所有者をして利潤追求の動機に奔走させたために国民道徳、国際平和ならびに文明そのものにたいして害悪を与えてしまった<sup>(7)</sup>。こうした現代企業の失敗は、営利の動機における固有の欠点と営利者の職業における不可避的な発展とに帰することができるであろう<sup>(8)</sup>。

ウェップ夫妻は、このような資本主義の最初の成果が崩れ去り、失敗に終った原因を利潤の動機に内在する種々な欠陥にみるのであるが、とりわけ利潤追求にもとづく害悪をつぎの諸点にもとめている。

すなわち、その第 1 は、社会的環境の破壊である。利潤追求者は、休みなしに働き通せる労働力を維持するため、労働者にたいして支払う経費がわずかに衣食住を辛じて支えるに足る費用を支払っているにすぎない<sup>(9)</sup>……、かれら数百万をとりまく環境のいっさいの快適さと美しいものが悉く破壊され、空気も水も土地もすべて毒されたため、人間生産力の諸要因である健康、幸福、道徳や道義心、知能が劣等なものとなっている<sup>(10)</sup>。……第 2 は、自然財源の荒廃である。利潤追求者は毛皮用や食糧用の動物を四季をとわず撲殺し、原始林を乱伐し、自然の牧場を裸にし、肥沃な処女地を礫礫にし、石炭、金属、石油、ガス等の天然資源

## イギリス民主社会主義論

にいたるまで濫費されて、河川は涸らされ、風土そのものさえ害わるるにいたつた<sup>(11)</sup>。……このような資源の濫費に加えて、過大投資から独占化の過程をいそぎ究極には資本主義制度の基礎であるところの個人の主導権や冒険心ならびに企業の自由を失なわせてしまい<sup>(12)</sup>、好況と不況との交替を不可避的なものとし、大量の失業者を産み出しまった<sup>(13)</sup>。……資本主義が自発的な成功を収めることができたのは、利潤追求者の刺激剤によるよりも、實にこのような「飢餓の鞭 (the whip of starvation)」であったが、しかし、それらの適用はもはや不可能となった<sup>(14)</sup>。……ウェップ夫妻は19世紀の政治的民主主義はすでに過去のものとなり、20世紀の民主主義は産業民主主義でなければならないことを説き、「建設的な」社会主義民主国を提唱する<sup>(15)</sup>。

### 注

- (1) Sidney and Beatrice Webb, *The Decay of Capitalist Civilisation*, London, 1923. p. 78.
- (2) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 3.
- (3) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 4.
- (4) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 4~5.
- (5) 自由と平等とに関する、ウェップの経済的考察については、*Fabian Essays*, 1889. の中の *The Basis of Socialism—Historic*—pp. 54~56. に述べられている。その大要は以下の通りである。

『世の中の進歩とともに「社会有機体 (social organism)」の概念が有力となってきた、従来の経済学者や哲学急進主義者（ベンタム等）の愛好した原則が動搖し始めた。「我々は、彼らが自由放任の流れに乗って無政府社会に向って、嘻々として帆走するのを見送った。それ以来潮流は方向を変えた。p. 54.」1848年の J.S. Mill の「経済学原理 (Principle of Economics)」は、古い個人主義的経済学の境界を画するものといい得るであろう。この書物は版を重ねるにつれて一層社会主義的となった。p. 55. Mill の「自叙伝」は彼が単なる政治的民主主義者から確呼たる社会主義者に發展した個人的歴史を描いている。今や多くの青年は社会主義者となっている。かかる發展の結果として、社会行政上留意すべき原則として、自由と平等との相対的重要性に関する従来の考え方を修正せざるを得なくなつた。民法上目ざさるべき諸目的としてベンタムが挙げた有名な諸項のなかで、自由は平等に優先せしめられているが、その理由は、平等を完全に維持しようとすれば労働の

## イギリス民主社会主義論

成果に対する安固を犠牲にしなければならない、といでのであった。この命題は今もなお真実である。しかし問題はどれほどの自由が得られるかということである。ペントムの見解によれば、自由と財産の安固とは各労働者をしてかれ自身の労働の全果実を收得するの自由を意味している。ところがこんにち、経済学者は自由競争と土地および資本の私有財産とをもってして、何びともかれ自身の労働の全果実を取得することができないことを知っている。p. 55. これに加え産業発展史の研究者は、各人の労苦の結果を正確に知ることが増々困難となることを知っている。p. 56. かくて生産手段の無制限な私有をともなう完全な個人的自由は、共同の利益と相容れないことが明らかである。自由なる生存競争はわれわれが健全にして永続的なる社会有機体として存続することを脅かす。ハクスレイ教授（Professor Huxley）はいう、進化とは盲目的な無政府的競争に代えるに、意識的に調節されたところの各有機体単位間の同格化をもってすることである、と。p. 56. 私企業に対する政府の統制の増加、自治事業の発達および租税負担を直接に地代および利子へ転嫁しようとする傾向などは政治家が無意識のうちに古い個人主義を放棄して、集権主義的社会主义（collectivisit Socialism）にすべり込むことの不可避なるを立証している。かくて自由を基調とする個人主義は退去して、平等を基調とする社会主義が登場すべきである。』

- (6) Sidney and Beatrice Webb, *The Decay of Capitalist Civilisation*, London, 1923. pp. 5~6.
- (7) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 6.
- (8) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 86.
- (9) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 91.
- (10) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 93.
- (11) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 93.
- (12) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 118.
- (13) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 126~127.
- (14) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 125.
- (15) ウェップ夫妻は、*The Decay of Capitalist Civilisation.* のなかで、*A Constitution for the Social Commonwealth of Great Britain.* の一節をつぎのように引用している。

「われわれが実現しようとしているものは、単に個人の自由という感じだけで激励されるだけでなく、実験と観察とそして確証という新鮮な空気で、いつでもはき清められるように、多数複雑に組織され、かつ非常に分化した機能を有する一つの社会である。現にわが国の諸制度に広く感染している私利の息づまるような腐敗な

## イギリス民主社会主義論

どは、跡かたもなく一掃され、ただ測定と公開との治世を引き込みたい。」S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 144~146.

### II 社会主義民主国構造

ウェッブ夫妻が、第1次大戦直後までの豊富な体験と研究とを基礎に構想した “A Constitution for The Socialist Commonwealth of Great Britain, 1920.”によれば、万人の自由平等をめざして出発した自由資本主義は、いまや資本家階級の独裁を生み出し、労働者階級は被圧迫者と化した。この弊害を是正して、労働者階級を解放し、自由と平等と最低限度の生存と慰安を保障するためには社会主義に依らねばならないと高調する。

すなわち What the Socialist aims at is the substitution, for this Dictatorship of the Capitalist, of government of the people by the people and for the people, in all the industries and services by which the people live. Only in this way can either the genuine participation of the whole body of the people in the administration of its own affairs, and the people's effective consciousness of consent to what is done in its name, ever be realised. This application of Democracy to industry, though it has its own inherent value as an unique educational force, is in the eyes of the Socialist also a means to an end, namely, a more equitable sharing of the national product among all members of the community, in order that there should be available for all the members of the community that largest attainable measure of personal freedom. Hence the purpose of Socialism is twofold: the application of Democracy to industry and the adoption by this Social Democracy of the principle of maximising equality in "life, liberty and the pursuit of happiness."<sup>(1)</sup>

ここに表現されたウェッブ夫妻の社会主義論には、人格の自由と完成とを至上目標とするグリーン（T.H. Green）流の理想主義が一つの新しい要素となって

## イギリス民主社会主義論

加わっている。社会化も民主化も、この目的のための手段である。

ウェッブ夫妻は公有化とともに民主化を強調した点で社会問題を一步深めたが、まず18世紀乃至19世紀の政治的民主主義はすでに過去のものとなり、20世紀の民主主義は実質的な社会的、経済的、産業民主主義でなければならないことを説く。

すなわち、政治的民主制の仕組は、独立せる生産者の本質的に平等なる共同社会のために、ルソー（Rousseau）とジェффァン（Jefferson）によって工夫されたものである。ところが産業革命の結果と資本主義制度の発達とは、共同社会の富の10分の9を独占しつつある。総人口の約1割に当る特權階級に奉仕する「雇用者」——総人口の8割乃至9割までを占める——の民主制を我々に与えてくれた<sup>(2)</sup>。ウェッブ夫妻はさらに、この問題を論及してつぎのようにいう。

共同社会がよって生活するところのもろもろの産業および労務にたいして民主制を適用するとは一体何を意味するか。19世紀の社会主義にとってはこの問題は起らなかつた。かれらはヴィクトリア時代の民主主義から選挙権の平等に関するかれらの観念をうけ継いだ。そしてヴィクトリア時代と等しく、かれらもまた、社会における人間は、ただ人間としてのみ代表されるべきだと主張した。実際、当時の社会主義者は、単純なる民主主義者と等しく、つぎのことを承認した。すなわち民主制は一つであり、しかも不可分のものである。そしてそれは共同社会のすべての集団的事業の管理に、直接もしくは代表者を通じて参加すべきすべての成年者の平等にして、かつ同種類の権利のうえに基礎をもつ、と。……しかしすべて、このような民主主義の諸形態は、個々の公民をもつて、すべての時代ならびに時節を通じ、かつまた、すべての生活関係において、もろもろの欲望および目的の同質的なものをもつ一個人の人間として認めているのである。

20世紀の初頭において、世界は、民主制の性質に関する思想上の革命によって、一つの新しいそしてより根本的な意見の分離を認識するにいたつた。……共同社会の民主的組織は、ただ単に人間としての人間の代表組織ではなく、社会におけるかれの生活の主要な各方面における人間の代表を認容するものである。すなわちそれは、生産者としての人間、消費者としての人間、ならびにかれの属してい

### イギリス民主社会主義論

る人種または共同社会の継続的存在ならびにその独立に関与し、あるいはかれの希望する文明の特徴に關係をもつ、公民としての人間、の代表を認容することであり、おそらくはまた他に知識の探究者としての人間、または宗教的信仰家としての人間、の代表を認容すること<sup>(3)</sup>である。

ウェッブ夫妻は人間としての人間の代表組織ではなく、人間は各種の職能において別々に代表さるべきことを説く。

すなわち、19世紀の後半において、政治的民主制の傍に、生産者の民主的組織と消費者の民主的組織とが発生し、実際偉大なる努力を獲得し、その何れもが、自己の組織をもって産業自治の唯一の真正なる形態なりと信ずるにいたった<sup>(4)</sup>。……生産者組合と消費者組合とがもろもろの産業および労務の所有ならびに支配を獲得せんとする対抗的な要求は、激しく論争の的となるにいたった。たとえば、鉱山の所有ならびに管理は、筋肉労働者と頭脳労働者との如何を問わず、石炭生産者の代表者によってなすべきか、あるいは家庭用消費と産業用消費との如何を問わず、消費者としての、石炭の消費者によってなすべきか、あるいは将来の人びとのため全国的資源の保存に利害関係をもつ、公民としての共同社会全体にとってなすべきか……というが如きである<sup>(5)</sup>。

かかる論争の初期においては、各派のおののおのはもっとも極端なる形において、自己の地位を弁護し、そしてただ真正なる民主制は、生産者としての人、また消費者としての人、もしくは、公民としての人の基礎を、各自排他的に採用するところのものである、と事実主張する傾向があった。それは、民主制は一つであり、かつ不可分のものでなければならなら、という甚だしい迷誤の反覆にほかならなかつた。……イギリスにおいては、少なくとも、この論争はいまや大いに相互の了解をもたらした……實際、こんにちではすべての社会主義的思想家によってつぎのことが認められている。すなわち、もしわれわれが、個人の全集団のために人身の自由をできるかぎり獲得し、同時に払われた努力と犠牲とに比例して貨物および労務の最大の純生産力を獲得せんとするならば、さらにまた、われわれが現代の公民にたいすると同様、将来の共同社会のために備うべきであるならば、

## イギリス民主社会主義論

社会の民主的組織は、ただ人間としての人間のうえに基礎をおくべきではなくして、われわれの思考する4つの別個のかつ対立的な基礎から生まれてこなければならぬ。……それはある特定の貨物または労務の生産者としての人、もろもろの貨物および労務全体の一消費者としての人、さらに2側面における一公民としての人、——側面においては、国防と国内秩序、換言すれば、国の内外から侵害にたいする保護に關係し、他は“共同社会の各員の個人的福祉（well being）に表現されたる、かれの希望する文明様式の促進と将来の物質的ならびに非物質的利益” (...with the promotion of the type of civilisation that he desires, expressed in the individual well-being of all members of the community; and with the non-material as well as the material interests of the future.) に関する部面である<sup>(6)</sup>。したがって、それぞれの部面における民主制が補充し合うことが必要である。消費者民主制の目的はかれらが各自希望する貨物および労務の豊富なることとその低廉を計り<sup>(7)</sup>、生産者民主制は各職業によってかれらの社会的ならびに産業的身分を向上せしめ、かれら自身の特殊の生活および行為の標準を維持し、労働生活の状態を統制することを目的とし<sup>(8)</sup>、公民民主制は、国防および外交関係、法律の発展および秩序の維持、ならびに裁判の執行……生産および分配によって定まる共同的経済生活の經營、国民所得の不平なる分配、将来のひとひとのための国民的資源の保存および賢明なる管理、共同社会が企画し、かつ希望する文明の種類の決定およびその維持、人種の衛生および各世代人の教育、ならびに科学的発見およびその研究と文学、芸術の促進を目的とする<sup>(9)</sup>ものである。

かかる原則のうえに立って、ウェップ夫妻は社会主義組織を提案しているが、その要旨はつきの通りである。まず中央政治については、国王（The King）は、大英民主国にとって儀礼的酋長者（Ceremonial headship）として維持するが、政治上の責任は負わしめない<sup>(10)</sup>。……上院（The House of Lords）は廃止する<sup>(11)</sup>。……国会（The National Parliament）は国政が支配（Verwaltung）と経済（Wirtschaft）とに分れるに応じて、政治議院（Political Parliament）と

### イギリス民主社会主義論

社会議院（Social Parliament）とに分けられる。政治議院は外交、司法、軍事を担当し、その執行部としての内閣は、その議院にたいして責任をもつ。社会議院は国民の経済および社会的活動にたいする統制をおこない、その執行部は共同責任の内閣をもつ必要はなく、国会の常任委員会により監督せられ、その委員長は政策において互いに必ずしも一致する必要はなく連帶責任をもたない。両院の関係は対等で、共同委員会で協議をし、どうしても意見の一致をみない場合は国民投票できめる。かように、刑法を通じて人を統治するが、物の管理はおこなわない政治議院と、物の管理をするが人を強制する法律を執行する権限をもたない社会議院とに分つ目的は、現在過多に増加しつつある政治の職権を分つことによって、政府による個人の自由の侵害を防ぐことにある。政党は将来なくなりはないが、こんにちの地方自治体におけるごとくその影響を弱めるであろう。政党はむしろ選挙民教育の機関となるであろう<sup>(12)</sup>。と、つづいて国有産業（The Nationalised Industries）および労務（Service）の管理（administration）については、社会議院は政策を決定し統制するが直接管理には当らない。産業および労務の管理は自作農や美術工芸のごとき個人でおこなわれる少数のものをのぞき、全国的組織の機関か、市町村の形態のものか、または協同組合によりおこなわれる。前二者は消費者の強制的組合であり、第三のものは消費者の自発的組合である。全国的規模のものすなわち国有化（nationalize）されるものは、その数は12位であるが、その管理のために、社会議院の常任委員会は、それぞれの産業につき全国委員会（National Board）を任命する。全国委員会の委員は各課の課長以上の上役、労働者書記の代表者および消費者代表からなる。各地方には同様の構成の地方評議会（District Council）が設けられ、各種の機能に応じそれぞれの程度の自治を認められる。雇用条件については生産者民主制としての労働組合の主張が聞かるべきであり、各工場ごとに労働者の代表からなる工場委員会（Works Committee）が経営者と討議して決定するが、全国的団体契約や全国委員会、地方評議会の決定した産業上の規定に違反することはできない。労働組合は経営者である全国委員会の代表と同数の委員からなる合同協議会をもち、そこで団体

### イギリス民主社会主義論

契約をおこなう。さらに諮問委員会（Advisory Committee）が生産者および消費者の代表により作られ、苦情や批判がなされるとともに他方科学的調査をおこなう。また、これは国有産業のみにかぎられないが、事実経営上の命令、訓練については、社会化が進むにつれ、だれがその命令権をもつかは重要でなくなってくる。すなわち科学的な能率、生産技術の測定（Measurement）とその公表（Publicity）により、個人的専断を許されなくなり、非人格的な事実が数字をもってそれを示し、みんなの同意をえて説得力をもつようになるからである。なお社会議院は国有産業にかぎらず、あらゆる社会化された産業の管理を調査し、政策が忠実に履行されているかどうかを調べて国会および民衆に報告する統制部（Control Department）をもたなければならぬ<sup>(13)</sup>。……地方自治体の経営する産業は社会主義国では拡大され、あらゆる産業の半分まではこのグループにはいる。自治体産業は郷土的愛郷心があることと、他の自治体の企業と競争する点で国有産業より優れている。これは地方議会の下に立つが、その業務の管理については国有産業と原理上異ならない<sup>(14)</sup>。社会主義国においては消費者の自発的組合である協同組合は減少するどころか、みんなの富が平均化するために加盟者が増加する。その結果、単に配給のみではなく生産をおこなうこともでき、国有または自治体産業と競争して、組合自身の供給のため、みずから鉱山や農場や工場を所有することも可能となる。もちろん国民的資源の保存のため公民の強制的組合である国家が独占するものもあるが、社会議院の統制の範囲内では、各公有企業間で競争がおこなわれることが望ましい。消費者の任意的組合を作る最大の自由をそれぞれの団体に保存せしむることにより、個人的創意を奨励することが望ましく、個人人格のかかる団体的伸張については何らの制限もない。新聞も政府の官報のほかに協同組合の経営するものが存在するであろう<sup>(15)</sup>。生産者の団体たる職業団体は、特殊的職分を尽すものののみの自発的団体として組織さるべきであり、社会において階級闘争の機関たることをやめて、その団体員の生活を擁護し、その技能を高めることを目的とするようになる。罷業権は認められるが、實際上それは行使されないで、各職業間の平均賃金の差別は測定と公表の結果輿論

## イギリス民主社会主義論

により決定されるであろう<sup>(16)</sup>。

なお、ウェッブ夫妻は、このような社会機構への変革は、イギリスにあっては暴力革命により一挙に実現されることはないから<sup>(17)</sup>その過渡的措置が重要である、として「国民最低限度」政策（後述）と「公共奉仕の精神」革命を高調して本書を結んでいる。

すなわち、社会における人びとは、かれらの職分を遂行するに当って、富を得んとする熱望によって刺激せられまたは刺激せらるべきものだ、とする資本主義制度のよって立つ、不幸なる仮説……は一つの病的悪魔たるを失なわないが、現今の中ヨーロッパは3世紀前ほどにはその仮説に魔せられていない、そして今日では却ってそれから漸次離脱しつつある<sup>(18)</sup>。自己富致の動機に代うるに公共的奉仕の動機をもってすることは輿論のうちにすでに起りつつある変化によって促進されるであろう<sup>(19)</sup>。われわれが本書を献ずるのは、社会的奉仕の精神によつて刺激せられ、かつたえず増加してやまぬ知識によつて輝かされる、自由なる民主制にたいしてである<sup>(20)</sup>と。

ウェッブ夫妻は、生産手段の公有化とその民主的管理すなわち生産者、消費者、中立的公民の三者構成の産業民主主義を主張し、将来のイギリス社会主義民主国を構想する。

### 注

- (1) Sidney and Beatrice Webb, A Constitution for The Socialist Commonwealth of Great Britain, London, 1920. p. XIII.
- (2) S. & B. Webb, ibid., p. 80.
- (3) S. & B. Webb, ibid., pp. XIII~XV.

このことは、G.D.H. コールにより力説されている。

「人間を人間として、または意識の中心者として代表することは不可能である。もっとも常に認識されなければならないところのあるさけることの出来ない曲解はともなうとしても、人間が、ある特定の目的を持つ組織的努力に自己を参加させた数だけ、それだけ人間においては代表されることが全く可能である。……代表されるものは、決して、個人たる人ではなくて、實に常に個人の集団に共通する、ある目的その者である。」(G.D.H. Cole, 社会理論 1920年 106頁)

### イギリス民主社会主義論

- (4) S. & B. Webb, *ibid.*, p. XVI.
- (5) S. & B. Webb, *ibid.*, p. XVI.
- (6) S. & B. Webb, *ibid.*, p. XVII.
- (7) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 103.
- (8) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 103.
- (9) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 104.
- (10) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 108.
- (11) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 110.
- (12) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 108~146.
- (13) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 168~195.
- (14) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 208~243.
- (15) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 247~270.
- (16) S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 278~298.
- (17) ウェップ夫妻は、われわれは資本主義体制の突然の同時的な終焉を予想するものではない。歴史はいかなる社会機構も全部が一度に交替する事実を描きはしない。ある世紀に、またある国から他の国へとつぎつぎに生起しているところのものは、他の形態の組織を完全に排除するまでにはいたらないが、何らかの形の組織が有力になりつつあり、ついでこの有力になりつつある組織が漸次拾頭しつつある他の形態のものに、旧体制の痕跡を一部とめながらとてかわられることを示している。……かかる歴史の教訓は社会心理の観察によって強められる。イギリス人の特質は、全会社的構造の直接的变化や国民大衆の慣習、およびたしかな期待の妨害をふくむ破局的な変化をとらない。そのうえ、職業的頭脳労働者の全部をあげずとも、イギリス筋肉労働者の大部分は、すでにみるべき『生活、自由、および幸福の追求 (life, liberty and the pursuit of happiness)』水準に達している。イギリスにあっては、大陸的マルクス流の公式的革命主義に溺れることなく、イギリスの諸制度および諸傾向を自然にかつ漸進的に発展せしめることによって生ぜしめられるものと考えていた。S. & B. Webb, *ibid.*, pp. 318~319.
- (18) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 350.
- (19) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 351.
- (20) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 356.

### III 「国民最低限度」政策

ウェップ夫妻によれば、この国民最低限度 (national minimum) の政策は、

### イギリス民主社会主義論

20世紀になってからでも、自由および急進的諸党派によって「企業の自由」というかれらの標語と矛盾するものとして経済学者たちによって拒否されてきたが、いまやそれは常套語になり、その一般的実行が社会主義國の基礎になるものと考えられる<sup>(1)</sup>。ところで国民最低限度政策というのは、法定最低賃金制度というような狭い範囲に止まるものではなくて、教育や衛生、余暇、雇用、賃金をもふくむ、全体としての国民福祉の向上を目指すものであり、それはロバート・オーエンの工場立法に対する熱望からの伝統である。ウェップ夫妻は「国民最低限度」政策の意味と効果とを、*“Industrial Democracy, 1902.”* の中でつぎのように説いている。

すなわち、全産業を通じて共通の最低限度を強制するならば、それは堕落を防止するだけでなく、あらゆる点において、産業上の能率を高めることになるが、さらにこの最低限度を産業から全社会に拡大することにより、国民最低限度の決定によって公共福祉を増進することが必要である<sup>(2)</sup>。この国民最低限度を規定するところのこの政策はまだ完全に実行されていない。工場立法は、普通わずかに衛生条件とある特種のものに限って労働時間とに適用されるにとまっている。真にこの問題に当面しようとするならば、国の工場立法を拡張して、一つの組織的包括的な労働法典となし、その国が産業經營上許容しうる最低条件を規定して、単に衛生および安全の一定の予防設備と最長労働時間とだけにとどまらず、さらに最低賃金をも包含するものとしなければならない<sup>(3)</sup>。つづいて衛生に関しては、衛生上の国民最低限度の政策は、男女をとわず、法律のなかに具体化されているようにみえるが、実際は名義上包含されているのですら、少しも保護を受けていないものがある。したがって衛生と安全との国民最低限度を各人に確保するどころか、法律はこんにちでは、ただ賃金所有者の最強部門ことに炭坑夫および綿工の雇用条件を保障するためにしか施行されておらず、最弱部門ことに自宅労働者においては、労働時間ならびに賃金の点と同様衛生の点においてもまた圧制をうけている<sup>(4)</sup>。……衛生より目を転じて、それと同様に不可欠の条件である余暇と休息の点にうつれば、イギリスの工場立法はさらにいっそう不完全である。た

## イギリス民主社会主義論

とえば、婦人労働者に1週60時間以上の筋肉労働を課すことの不当は50年間も認められてきたし、この原理はすでに法律に具体化されていると思われているが、種々な例外がこの法律の効果をそこなわしている。ことに男子労働者についてみると、労働時間に関する法令書は、ただわずかに1893年の鉄道取締法の試験的規定が記入されているに過ぎない<sup>(5)</sup>。つぎに賃金に関する国民最低限度の問題は、あまり強く押し出されていないが、ウェッブ夫妻のみるところによると、それは労働者側ならびに雇用者側の双方が、すべて賃金が法律によって決定されることを恐れることより生ずるものである<sup>(6)</sup>。しかし、国民最低限度の目的は、産業上の寄生の弊害に対して社会を保護することにある。したがって最低賃金は、国民の風俗習慣によって体質の低下を避けるに生理学上必要とされる衣食住の費用に関する実際的研究によって決定されるであろう<sup>(7)</sup>、と夫妻は「生活賃金原則」にもとづく体系的な賃金制度の決定が、次第に要望されるにいたることを期待している。

ここにおいてウェッブ夫妻はつぎのように結論している。

われわれの意見では、教育や衛生や余暇および賃金に関する国民最低限度の政策を採用することは、自分自身の生活資料をつくり出すことのできない人びとにたいして、社会から支出される維持費を増額するようなことは決してない。かえって、それは年々生ずる虚弱者または落伍者を減少させ、既存のかかる人びとを明確に区別して、これを隔離し適当にとり扱うことによって減少させができる傾向のものである<sup>(8)</sup>。

しかしながら、国民最低限度は正確にいかなる点で確立されるべきかについては、激論を要する問題である。しかし国民最低限度は、賃金所有階級の直接の利益になることはもちろんであるが、と同時に輸出入業者および諸産業にとっても利益となるであろう。というのは、国民最低水準の引き上げによって経済的利益が増進され、就業不可能者の増大を阻止することによって、納税者の一般的な負担を軽減させるからである<sup>(9)</sup>。

ウェッブ夫妻による「国民最低限度」の提唱は、やがて1909年の「救貧法委員

### イギリス民主社会主義論

会少数派報告 (The Minority Report of The Poor Law Commission, 1909.)」の福祉諸制度に関する要求となった。

この「少数派報告」は、The History of the Fabian Society. の著者 E.R. ピーズが指摘しているように、オーエンからウェップにいたるまでのイギリス社会主義者たちの著述がすべて、空想的なものにせよ現代的なものにせよ、もっぱら健全な、穏健な、有能な市民から成りたっている社会の組織、機構を志向するものであったのに反して、はじめて人口が密集し、高度に工業化した社会において、孤児、病人、不具者、狂人、老人、あるいは失業者について体系的に考え、十分に社会化された国家であっても、必要な組織が沿うべき方向を研究するもの<sup>(10)</sup>であった。

この「少数派報告」は二部より構成され、その第一部は “The Break-up of The Poor Law” の書名で夫妻の序文づき編集で公刊され、第二部は “The Public Organization of the Labour Market.” の書名で公刊されているが、いずれも夫妻の力作となっている。

ウェップ夫妻は上掲の第一部の序文において、これまでの「救貧法」が労働能力のある貧民だけをその対象としたために非能率で浪費が多かった。しかし「少数派報告」は、失業者、廃疾者、老人、および子供をもふくみ、社会の疾患を除去し、防止するための総合的かつ実際的な提案であった<sup>(11)</sup>、と述べているが、この少数派報告の提案は、のちの1911年のイギリス社会保障制度に結実し、イギリス民主社会いわゆる福祉国家の形成に大きな影響を与えたことは周知の通りである。

#### 注

- (1) Sidney and Beatrice Webb, A Constitution for the Social Commonwealth of Great Britain, London, 1920. p. 321.
- (2) Sidney and Beatrice Webb, Industrial Democracy, London, 1902. p. 767.
- (3) S. & B. Webb, ibid., p. 767.
- (4) S. & B. Webb, ibid., p. 772.
- (5) S. & B. Webb, ibid., pp. 772~773.

### イギリス民主社会主義論

- (6) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 774.
- (7) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 775.
- (8) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 787.
- (9) S. & B. Webb, *ibid.*, p. 789.
- (10) E.R. Pease, *The History of the Fabian Society*, London, 1916. p. 215.
- (11) Sidney and Beatrice Webb, *The Minority Report of the Poor Law Commission — Part 1 The Break-up of The Poor Law*, — London, 1909. pp. XV~XVI.

### 結 語

以上、ウェッブ夫妻の思想を通じて、筆者の知りえたことは、生産手段の公有化とその民主的（産業民主主義）管理の主張であった。生産手段の公有化の主張は、あらゆる社会主義思想を一貫する公約数であるが、これのみでは問題は解決されないことが実証された。これに民主的管理の方式が加えられたことは、民主的社会主義の一つの特徴である。しかしこの民主的管理の問題は、スウェーデン社民党の敗北を機に大きな論題を提起している<sup>(1)</sup>。社会主義の実験が進展するにつれて、社会主義下の自由の問題として、民主主義文化圏の関心の的となつてゐる最中だけにウェッブの産業民主主義の思想は新たな意義をもつて再びとりあげられて然るべきであろう。

### 注

- (1) 昭和51年9月21日付の読売新聞朝刊は、スウェーデン社会民主党が、保守三党の追撃の前に44年間にわたる政権の座をあけ渡した。スウェーデン民主社会党の実権は、西欧社会民主主義の一つの先行的なモデルを提示してただけに、総選挙の敗北は、西欧の社会主義運動に大きな波紋を投げた。……スウェーデン社会民主党政権は、社会主義政権にありがちな全面的な産業国有化に突き進まず、（それはイギリス産業国有化においてもいえることであるが）生産性の高い私企業について自由競争の原則を貫かせた。かって政府は、高度の税負担に支えられた高度福祉国家を築きあげることで、富の公平な分配を実現しようとした。しかし、社民政権の政策が、中央政府の権限肥大化を招き、また経済、物価政策について、議会の権限を空

### イギリス民主社会主義論

洞化させ、労組を実質的な政策決定者の地位にのし上げる結果を生んだのは否めない。スウェーデンの実験は、政治を支配するのは「議会民主主義か、あるいは産業民主主義（労組重視）か」という深題に突き当ったといえる。総選挙の結果は、スウェーデン国民が伝統的な議会民主主義への回帰と、国民生活にはいり込む「家父長的な政府」に代って個人の自由と創意を尊重する保守主義への傾斜をはじめていたことを物語るものだろう。スウェーデンの社会民主主義は、確かに西欧、イギリス、オーストリアなどの社会民主党の政策よりも一步も二歩も先きを歩んでいる。しかし、西欧の社会民主党政権が、多かれ少なかれ19世紀的な議会民主主義に加えて産業民主主義の政策を採用している点から、スウェーデン社会民主党の挫折は、今後の西欧社会民主党のあり方に多くの問題を投げかけよう……云々。